県民向けの旅行・宿泊代金割引・クーポン券配布事業 Q&A(クーポン券・利用者用)

番号	分類	質問	回答
			県民割の適用を受ける県内旅行者に対し、宿泊施設が県内の店舗で使用可能なクーポン券を配布します。
1	概要	クーポン券配布事業の具体的な内容を 教えてください。	【参考】県民割(県民向けの旅行・宿泊代金割引) 県内居住者に販売する旅行・宿泊代金の1/2を基本に、旅行・宿泊代金の区分に応じた定額を県が支援するものです。 支援額の上限は1人5,000円です。日帰り旅行も対象となります。
			旅行・宿泊代金(1人泊) 支援金額 10,000円以上 5,000円 8,000円以上10,000円未満 4,000円 6,000円以上8,000円未満 3,000円
			4,000円以上6,000円未満 2,000円
2	概要	クーポン配布期間はいつからいつまでで すか。	対象宿泊施設に事業開始からキャンペーン期間中(令和3年(2021年)12月31日(金)まで)の宿泊を予約された方に宿泊日順でお渡しします。 ※ただし、予定枚数に達し次第、配布は終了します。 開始時期については、兵庫県からのお知らせなどをご確認ください。
3	概要	宿泊予約に期限はありますか。	令和3年(2021年)12月31日(金)までに予約を完了された方が対象です。
4	概要	宿泊日順とはどういう意味ですか。	対象宿泊施設にキャンペーン期間中の宿泊をされた順番です。宿泊日の早い方から順番に配布し、各宿泊施設で予定枚数に達し次第終了となります。 ※予約した日が同じ日でも、実際の宿泊日によって配布対象となる場合とならない場合があります。
5	概要	クーポン券の有効期限はありますか。	チェックイン日を含めて3日間となります。(連泊の場合も同様)
6	概要	予算がなくなったら事業は終了するのでしょうか。	予算がなくなり次第、事業は終了となります。
7	概要	クーポン券進呈額はどのように算出する のですか。	1人あたりの宿泊代金が明確になっている場合はその金額ですが、旅行会社が販売した企画旅行及びレンタカーなど一人あたりの金額が判別できないオプションがある場合、オプションを含めた当該旅行に係る料金の総額を算出し、それを参加人数で割ることにより1人あたりの旅行・宿泊代金を算出します。 <例> 大人2人、乳幼児1人の家族旅行のケース宿泊代大人1人11,000円、乳幼児0円 レンタカー代8,000円のプランを利用旅行・宿泊代金総額 11,000円×2人+8,000円=30,000円 1人泊当たり代金 30,000円÷3人=10,000円 ⇒1人当たり割引支援額5,000円 支援総額は5,000円×3人=15,000円 クーポン券は3名に各1,000円分配布

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
8	概要	クーポン券は何円分もらえますか。	1名様の1泊分の宿泊料金が15,000円以上で2,000円分(1,000円分×2枚)、 10,000円以上15,000円未満で1,000円分(1,000円分×1枚)をお渡しします。
9	概要	いつ・どこでもらえますか。	宿泊施設にてチェックイン時にお渡しします。
10	概要	旅行会社で旅行(交通費等含む)の申し 込みをした場合、クーポン券は何枚もら えて、どこでもらえますか。	旅行代金を宿泊日数で割り、1泊あたりの旅行・宿泊代金として算出し、宿泊する宿泊施設からそれぞれお渡しします。 【例】城崎温泉にて1泊、有馬温泉にて1泊の2泊3日の旅行を交通費を含めて50,000円で申し込んだ場合 →50,000円÷2日=25,000円となり、各宿泊施設にてクーポン券を2枚ずつお渡しします。
11		既に対象宿泊施設の予約をしています が、クーポン券をもらえますか。	もらえません。 事業開始以降の予約で、県民割を利用した宿泊に限ります。
12			はい。1泊の金額に応じてクーポン枚数をお渡しします。 【別例】1泊18,000円の宿泊施設に2連泊した場合、1泊×2,000円分(2枚)×2 日分=4,000円分(4枚)のクーポン券をお渡しします。
13		1泊目と2泊目で別の施設に宿泊した場合、それぞれの施設でクーポン券をもらえますか。	それぞれの施設でもらえます。
14	概要	他の支援制度と併用した場合、クーポン 券配布の基準となる代金はどうなります か。	市町等の支援制度を利用した場合、支援制度適用後の代金がクーポン券配布の基準額となります。 【例】 15,000円の宿泊で市町支援額が2,000円の場合 15,000円(宿泊料金) -2,000円(市町支援額) =13,000円(クーポン配布の基準代金) →1,000円のクーポン券がもらえます
15	概要	使わなかったクーポン券は払い戻しでき るのでしょうか	払い戻しはできません。
16	概要	クーポン券の盗難・紛失・破損した場合 は保証はありますか。	盗難・紛失・破損に対して、発行者は責任を負いません。
17	概要	クーポン券を他の人に譲渡・販売すること は可能ですか。	クーポン券は進呈された本人のみが利用可能です。譲渡・転売等はできません。
18	対象	クーポン券の配布対象者は兵庫県民限 定ですか。	県民割を利用して宿泊した兵庫県民に限ります。
19	対象	兵庫県内在住の外国人は対象となるの でしょうか。	本事業は県内旅行需要の喚起が目的のため、兵庫県内居住者であれば、在住外国人でも利用可能です。
20			県内在住者である証明が必要となりますので、証明書が提示できなければ対象外となります。
21	対象	どのような料金が対象になりますか。	対象事業者(本事業に登録した宿泊施設、旅行会社)が提供する宿泊サービス、旅行商品の代金が対象になります。
22	対象	日帰り旅行もクーポン券は配布されます か。	配布の対象となりません。
23	対象	もらえる順番はありますか。	各宿泊施設ごとの宿泊日順にお渡しします。※宿泊日順とは「実際に宿泊施設に泊まられた日」がクーポン進呈の判断基準となり、宿泊日順の早い方からお渡しします。宿泊予約を入れた日が基準となる「予約順」ではありませんのでご注意ください。

24	対象	旅行サイトからの予約も対象ですか。	キャンペーン対象となっているサイトからのお申し込みについてはクーポン進 呈の対象となります。
25	対象	兵庫県外に住んでいますが、キャンペー ンの対象になりますか。	対象になりません。兵庫県内にお住まいの方のみの対象となります。
26	対象	子ども・乳幼児でもクーポンはもらえます か。	該当者の旅行・宿泊代金が10,000円以上であればもらえます。
27	対象	チェックイン時には県民であることを証明するものは必要ですか。	免許証や保険証等居住地を確認できるものをご提示ください。
28	対象	県民である証明書は何が使えますか。	・健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証・運転免許証・個人番号カード(個人番号カードとみなされる写真付き住民基本台帳カードを含みます。)・学生証、会社の身分証明書または公の機関が発行した資格証明書で写真付きのもの(療育手帳、身体障がい者手帳等)・共済組合員証・国民年金手帳・年金手帳・国民年金、厚生年金保険または船員保険に係る年金証書・共済年金または恩給等の証書・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。)・旅券(パスポート)(所持人記入欄が設けられており、かつ、住所が記載されているものに限ります。)・在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限ります。)
29		クーポン券をもらうにはどのような申請が 必要ですか。	申請は必要ありません。 対象宿泊施設に事業開始からキャンペーン期間中(令和3年12月31日(金)まで)の宿泊を予約された方に宿泊日順でお渡しします。 ※ただし、各宿泊施設で予定枚数に達し次第、配布は終了します。
30		GoToトラベル再開時、割引の併用は可能ですか。	GoToトラベルとの併用は不可です。
31	利用方法	クーポン券はどこで利用出来ますか。	本事業の参画事業者として登録が済んでいる店舗で使用できます。 キャンペーンHPをご確認ください。 【主な利用店舗】飲食店(観光協会が認めた店舗)、お土産物店(観光協会が認めた店舗)、レンタカー、観光施設、文化施設等
32	利用方法	寺社仏閣の拝観料、お守り代、宝物館入 館料などは、クーポン券を利用できます か。	利用対象施設であれば利用できます。
33		クーポン券が使用できないのはどんな店舗ですか。	本事業の参画事業者として登録されていない店舗(飲食店(観光協会が認めていない店舗)、コンビニ・スーパー、ドラッグストア、衣料品店、家電量販店、遊興施設(麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター、フィットネス、ネットカフェ、カラオケ店等)等)です。

			,
34		クーポン券で買えないもの、利用できな いサービスはありますか。	以下のものにはご利用いただけません。 ・出資や債務の支払い ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ・たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ・駐車料等の不動産に関わる支払い ・現金との換金 ・特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反する店舗での支払い ・兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1項に規定する暴力団、又は第3号に規定する店舗での支払い ・兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と関わる店舗での支払い
35	利用方法	クーポン券は同時に複数枚使えますか。	使用できます。
36	利用 方法	クーポン券は、紙の商品券なのでしょう か。	紙媒体のみです。
37	利用方法	お釣りは出ますか。	お釣りは出ません。必ず1枚につき1,000円以上(税込)の購入に利用してください。
38	利用方法	12月31日にチェックインした場合、クーポン券の有効期限は翌年の1月2日(宿泊の翌々日)になりますか。	この場合は、翌年1月2日まで利用できます。
39		お客様ご署名欄には代表者の名前をま とめて記入してもいいですか。	不正利用防止のため、クーポン券の署名欄には宿泊される方それぞれのお名前のご記入をお願いいたします。 ※小さなお子様など文字の記入が難しい場合は代筆をお願いいたします。
40		クーポン券の利用可能店舗の一覧は ホームページなどで公表されますか。	はい。本事業の公式ホームページを通じて公表します。※ホームページについては、事業開始後に公開となります。
41		キャンペーン期間中に宿泊しましたが、 クーポン券をもらえませんでした。	キャンペーン期間中であっても、各宿泊施設において予定枚数に達し次第、 配布は終了します。
42		感染状況によりキャンペーン開始後に一 時停止になることはありますか。	県内の感染状況によってはクーポン配布を停止する場合があります。予めご 了承願います。
43	その他	感染状況によりキャンペーン期間が短縮 された場合はどうなりますか。	県内の感染状況によってはクーポン配布を停止する場合があります。予めご 了承願います。
44		宿泊代金の支払いにクーポン券を利用 することはできますか。	宿泊代金の支払いには利用することができません。